

## 7

## 健康管理の充実

## 1. 健康診断の実施

## (1) 健康診断の基本

- ① 健康診断の実施は、事業者の責任であること。
- ② 健康診断の結果については、必ず労働者に通知し自己管理の重要性を理解させること。
- ③ 健康診断は、事後措置等が行われることに意義があること。
- ④ 健康診断の利用法としては、早期発見・早期治療、健康であることの確認、経年変化を見ることによる早期対応等があること。

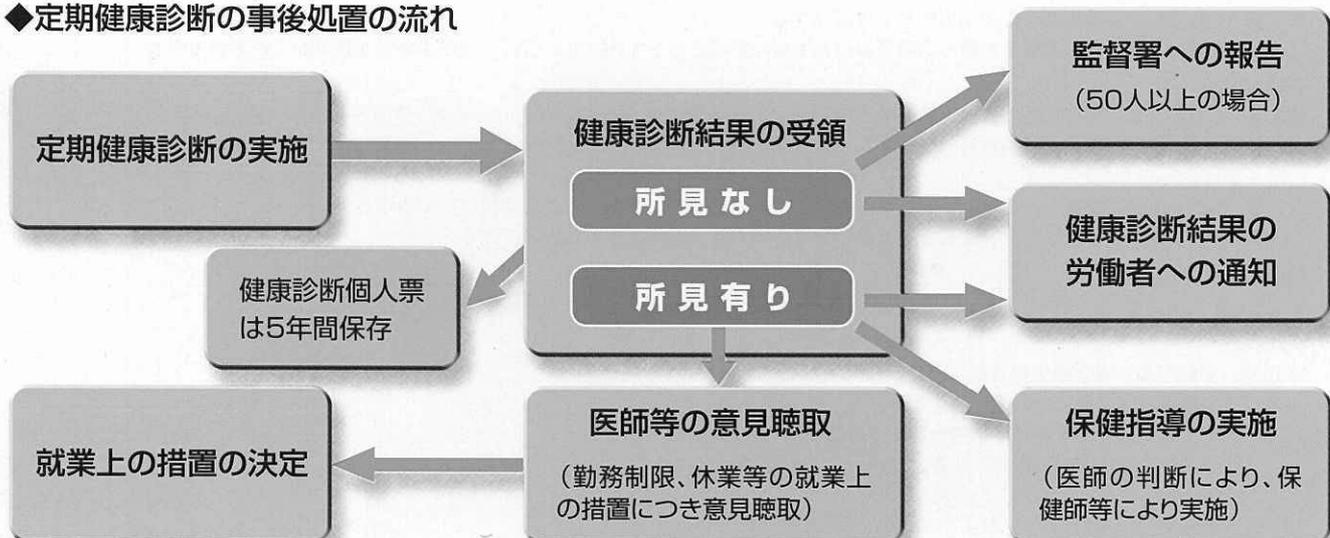
## (2) 主な健康診断の種類

- ① 雇入れ時の健康診断  
常時使用する労働者を雇入れる際に実施
- ② 定期健康診断  
常時使用する労働者に1年ごとに1回実施
- ③ 特定業務従事者の健康診断  
常時深夜業に従事する等の有害な業務に従事する者について配置替えの際及びその後6か月ごとに実施。
- ④ 海外派遣労働者の健康診断  
労働者を6か月以上海外に派遣する際及び6か月以上海外に派遣した労働者を帰国させ国内の業務に就かせる際に実施。
- ⑤ 特殊健康診断  
有害物を使用させる労働者に、各有害物ごとに6か月に1回実施  
(ただし、じん肺については3年に1回、管理区分が管理2および3の者は1年に1回等)

## 2. 健康診断の事後措置

健康診断を実施した結果により、事後措置が必要な場合が生じますので、下記の定期健康診断の事後措置の流れを参考に、健康診断の結果を有効に活用してください。

## ◆定期健康診断の事後処置の流れ



# 安全衛生委員会規程作成例

## (目的)

第1条 この規程は、〇〇株式会社安全衛生管理規程に基づき、本社（事業場）安全衛生委員会（以下単に「委員会」という。）の構成、運営、調査審議事項などを定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

## (調査審議事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、会社に対して必要な意見を提出するものとする。

- ① 従業員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。
- ② 従業員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。
- ③ 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ④ 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- ⑤ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑥ 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
- ⑦ 化学物質の有害性並びにその対策の樹立に関すること。
- ⑧ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- ⑨ 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑩ 快適な職場環境の形成に関すること。
- ⑪ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項のうち、労働者の危険防止及び健康障害に関すること。
- ⑫ その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

## (構成員)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- ① 総括安全衛生管理者（注5Pの業種、規模に応じて選任する必要があります）。
  - ② 安全管理者及び衛生管理者（の中から会社が指名した者）。
  - ③ 産業医（の中から会社が指名した者）。
  - ④ 安全及び衛生に関する経験を有する者の中から会社が指名した者。
- 2 委員長は、総括安全衛生管理者とする。
  - 3 副委員長は、委員のうち総括安全衛生管理者の代理者とする。
  - 4 会社は、委員長以外の委員の半数については、従業員の過半数で組織する労働組合（従業員の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することとする。

## (任務)

第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を努め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときはこれを代行する。
- 3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるよう努め、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

## (任期)

第5条 委員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が退職等により、欠員が生じた場合はすみやかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

## (開催)

第6条 委員会は、毎月一回定期に開催するほか、次の場合に委員長の召集によって開催する。

- ① 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- ② その他委員長が必要と認めたとき。

## (成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

## (専門委員)

第8条 会社は、第3条に定める委員の他、安全管理者、一衛生管理者、運動指導者（ヘルスケアリーダー）、運動実践指導者（ヘルスケアトレーナー）、心理相談員（メンタルヘルスケア）、栄養指導者、保健指導者などの健康づくりスタッフなどのうちから専門委員を指名する。

- 2 専門委員は、委員長の指示により専門的な事項について調査を行い、これを委員会に報告する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、専門委員による専門委員会を開催することができる。

## (専門委員等の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合は、専門委員又は委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

## (事務局)

第10条 事務局は、安全衛生担当部（課）とし、主として次の事務を行う。

- ① 委員会の召集及び付議に関すること。
  - ② 委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。
  - ③ 委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。
  - ④ その他委員会が依頼した事務。
- 2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存するものとする。